

産地生産基盤パワーアップ事業 実施要領の制定について

元食産第4536号
元生産第1697号
元政統第1781号
令和2年2月28日
農林水産省食料産業局長
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官通知

一部改正 令和3年2月10日付け2生産第1942号
2政統第1972号
最終改正 令和3年12月21日付け3農産第2033号
農林水産省農産局長通知

この度、産地生産基盤パワーアップ事業について、別紙のとおり産地生産基盤パワーアップ事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の関係機関への通知については貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導をお願いしたい。

以上、命により通知する。

産地生産基盤パワーアップ事業実施要領

制 定 令和 2 年 2 月 28 日 付 け 元 食 産 第 4 5 3 6 号
元 生 産 第 1 6 9 7 号
元 政 統 第 1 7 8 1 号
一 部 改 正 令 和 3 年 2 月 10 日 付 け 2 生 産 第 1 9 4 2 号
2 政 統 第 1 9 7 2 号
最 終 改 正 令 和 3 年 12 月 21 日 付 け 3 農 産 第 2 0 3 3 号

第 1 事業の内容等

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日 付 け 元 生 産 第 1695 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知。以 下 「実 施 要 綱」とい う。）別 表 1 及 び 別 表 2 の 事 業 の 実 施 に 当 た っ て は、実 施 要 綱 に 定 め る も の の ほ か、こ の 要 領 に よ る も の と す る。

I 新市場獲得対策

- 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化
別記 1 に定めるとおりとする。
- 2 園芸作物等の先導的取組支援
別記 2 に定めるとおりとする。

II 収益性向上対策・生産基盤強化対策

別記 3 に定めるとおりとする。

第 2 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、実施要綱第 3 の定義に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年2月28日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号生産局長、政策統括官通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 旧要領に基づき、令和元年度までに実施した事業又は令和2年度以降に実施する事業については、事業実施状況の報告及び事業の評価を除き、なお従前の例による。
- 4 中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号、平成28年10月11日付け28農振第1337号、令和2年2月7日付け元農会第702号農林水産省生産局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長通知）中「産地パワーアップ事業」及び「産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官通知）」とあるのは、それぞれ「産地生産基盤パワーアップ事業」及び「産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月10日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年12月21日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。